

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

富士川町は、人口約 13,900 人の町で、甲府盆地の南西部に位置し、一級河川富士川に沿って集落が発達してきました。西には、楡形山や源氏山などの 2,000m 級の山々がそびえ、それらを源とする戸川や大柳川などが町内を横断し、人々の生活を潤してきました。

当地は、富士川舟運を中心とした物資の往来や身延山参詣などの人の行き来の拠点として栄え、物資の輸送や人々の足が鉄道や自動車に代わった現在でも、静岡と甲府、あるいは長野方面を結ぶ交通の要衝にあります。

さらに、中部横断自動車道の全線開通によって、交通や物流が容易になるなど、地域経済の発展に繋がっていくものと考えております。

しかしながら、富士川町の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、人口減少や高齢化、就業構造の変化などの社会経済情勢の変化に加え、売上げの減少や経営者の高齢化など、さまざまな課題を抱えています。また、当町の事業所は、中小企業・小規模企業で形成され、事業者数の 9 割以上を小規模企業が占めており、当町にとっては、産業の振興や雇用の確保にとどまらず、魅力と活力のあるまちづくり、地域の活性化にはなくてはならない存在です。

こうした中、当町では、中小企業振興を町政の重要策の一つと位置付け、中小企業及び小規模企業振興条例を制定するなど、企業が今後も意欲を持って活躍できるように、中小企業・小規模企業の活性化と当町経済の発展、生活の向上に向けた取組を展開していきます。

(2) 目標

富士川町では、中小企業等経営強化法第 49 第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を支援することで、町内中小企業者の生産性向上を図る。これを実現するための目標は以下の通りとする。

先端設備等導入計画の認定数 2 件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業の一層の生産性向上を図る観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

地域全体において労働生産性の向上を図るため、本計画の対象区域は、本町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、本計画の対象業種・事業は、町内の全業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組みは計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価にあたって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者は認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。